このことも踏まえて、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動対応を行う。

⑴　国は、初動対応等を定めた防疫方針（第６の２の⑴の防疫方針をいう。以下同じ。）の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を関係省庁が協力し、支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てする。

⑵　都道府県は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行する。

⑶　市町村及び関係団体は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

５　なお、国は、あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、専門家の意見を聴きつつ、的確に特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第２　発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

１　農林水産省の取組

⑴　次の情報を把握し、必要に応じて都道府県、関係団体等に迅速に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表すること等により、海外旅行者等の一般の人々や報道機関に対しても情報提供する。

①　海外における最新の発生状況

②　環境省が実施する渡り鳥の飛来状況調査、野鳥の検査等の結果

⑵　農場（家きん飼養農場をいう。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点を分かりやすくまとめ、ホームページ等を通じて公表する。

⑶　空海港における家きん及び畜産物の輸入検疫並びに入国者又は帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生国からの入国者又は帰国者に対して、質問、携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、国内で畜産関連施設に出入りする海外からの旅行者、外国人技能研修生、留学生、獣医畜産系大学関係者等に本病の発生予防に必要な情報について周知する。

⑷　各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、都道府県に対し、全国的に共有すべきと考えられる過去の防疫措置の具体的な取組等に関する情報を提供するとともに、必要な指導及び助言を行う。

⑸　定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図る。

⑹　発生時に直ちに防疫専門家、緊急支援チーム等を現地に派遣できるよう、常に派遣候補者の人材育成を含めた派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む家畜防疫員の人材育成を支援する。

⑺　周辺国で分離されたウイルスに対して有効なワクチンに関する情報を収集した上で、必要な事態になったときに活用できる可能性の高いワクチンを検討し、必要十分な量を備蓄する。

⑻　発生時に各種検査に係る衛生資材等の需要が急増した場合に、これら資材の供給が円滑に行われるよう、安定的に供給される体制を構築する。

２　都道府県の取組

⑴　１の⑴により提供を受けた発生状況等に関する情報について必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により、全ての家きんの所有者、関係団体等に周知する。

⑵　家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10羽以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

①　法第51条の規定に基づく農場への立入検査（原則として、年１回以上実施する。）

②　研修会の開催

また、特に大規模所有者（鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては１万羽以上の所有者をいう。）については、法第52条の規定に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

⑶　外国人技能研修生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、十分に周知し、必要に応じて指導する。

⑷　飼養衛生管理基準を遵守していない家きんの所有者に対しては、随時、法に基づく指導及び助言、勧告並びに命令を行う。

⑸　発生時に移動制限区域内の農場等が直ちに把握できるよう、家きんの所有者ごとに、本病が発生した場合の初動対応に必要な情報（農場の所在地、鳥種、飼養羽数、埋却地等の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。

⑹　発生時に円滑かつ迅速に初動対応を実施することができるよう、役割を見据えた防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整や地図情報システム等を活用した整理、衛生資材や薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家きん保管場所の確保等を行う。

⑺　家きんの所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行う。

また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。

⑻　発生時には、近隣都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これら都道府県、市町村、関係機関及び関係団体との連絡窓口の明確化、地域の家きんの飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

⑼　発生時に近隣都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動対応が実行できるよう、地域の実情に合わせた、より実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出しとその解消を図るとともに、発生農場等において防疫措置を指揮できる家畜防疫員の育成に努める。

⑽　発生時には、発生地域の家きんの所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることが想定されることから、公衆衛生部局（保健所設置市の場合は、当該市の部局も含める。）等とも連携し、相談窓口の設置等具体的な対応を検討する。

⑾　家きんの所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合には、次の措置を講ずる。

①　当該家きんの所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。

②　市町村、関係機関及び関係団体と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第21条第７項の規定に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。

③　焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）が利用可能な場合には、焼却施設等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について処理施設及び処理施設の所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整する。

④　公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。

⑿　発生を迅速に発見する検査体制を常に整備し、監視を適切に実施する。

⒀　都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫措置等の記録や経験について、防疫演習等の機会を捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

３　市町村及び関係団体の取組

⑴　２に規定する都道府県の取組に協力する。

⑵　家きんの所有者が行う発生予防の取組に協力する。